

地域密着型サービス
グループホーム

上高井戸大地の郷みたけ

ご案内パンフレット



社会福祉法人 東の会

〒168-0074

住所：東京都杉並区上高井戸2丁目12番1号

TEL：03-3334-6655

FAX：03-5336-6560

介護保険指定事業者番号：1391500392

生活保護指定介護機関

ホームページ <http://www.mitake-sh.com/>

随時施設見学を受け付けております。お気軽にお問い合わせ下さい。

施設概要

1. 事業者

法人名	社会福祉法人 東の会
法人所在地	神奈川県相模原市中央区下九沢980
電話番号	042-700-0277
代表者氏名	理事長 今井 徹
設立年月	平成13年12月10日

2. 事業所の概要

事業所の種類	指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護 平成25年7月1日指定 事業所番号 1391500392
事業所の名称	上高井戸大地の郷みたけ
事業所の所在地	東京都杉並区上高井戸二丁目12番1号
電話番号	03-3334-6655
開設年月日	平成25年7月1日

3. 施設の概要

建物の構造	鉄骨鉄筋コンクリート造 地上2階建て
建物の延べ床面積	1,918㎡（他併設事業所を含む）
併設事業	上高井戸大地の郷みたけ（小規模多機能型居宅介護） 杉並大宙みたけ保育園（認可保育園）

4. 交通

京王井の頭線「富士見ヶ丘駅」から徒歩12分、または京王線「芦花公園駅」から徒歩13分程度です。
お車ですと、環状8号線を荻窪方面へ向かい、ヤマダ電機前を左折後600m先になります。



地域密着型サービスとは？

地域密着型サービスとは、2005年の改正介護保険法によって新規に設立された介護サービスのひとつです。地域密着型サービスは、超高齢社会を迎えたわが国において、認知症や一人暮らしの高齢者などの増加を想定し、要介護高齢者が住み慣れた地域で介護サービスを受けながら、生活し続けることが出来るように設立されたサービスです。地域密着型サービスでは、それぞれ地域の現状や特徴を生かしたサービスが、市区町村が主体となって提供される介護サービスですので、指定や管理監督、整備計画も市区町村が主体となっています。

グループホームでの生活とは？

認知症のあるご高齢者の方々に対し良いケアとなるよう、長年培ってきた生活習慣を大切にします。今まで使い慣れた家具は持ち込むことができ、個室になっていますので個人のプライベートな空間は確保できます。みただけではトイレも居室内に設備されています。また、家庭的な環境の下で、家事を共に担い、買い物や公共交通機関を利用しての外出、家族や友人との交流機会、地域での催しにも参加できます。認知症の進行を穏やかにし、住み慣れた地域で安定した日常生活が送られるよう支援させていただきます。

◎グループホームに入居できる方

- ・ 杉並区の住民であること
- ・ 要支援2～要介護5の介護認定判定を受けられていること
- ・ 医師より認知症の診断を受けられていること
- ・ 常時の医療的処置を必要としないこと
- ・ 経口摂取（お口からの飲食）ができること
- ・ 共同生活に適應できること



◎利用料金について

家賃	57,000 円/月
食材費	35,000 円/月
光熱水費	18,514 円/月
共益費	12,342 円/月
その他日常生活費	実費相当（おむつ代、理美容代、その他）
合計	（自己負担金）122,856 円
総合計	122,856 円+介護保険 1 割負担金
	約 150,000 円～159,000 円
敷金	（家賃の2ヶ月分）114,000 円

◎居室の概要

定員は27名（1ユニット9名）で、全室洗面台およびトイレ付きの個室です。床はフローリングタイプで、防災・遮光のカーテンとエアコンが備え付けてあります。

尚、ベッドやその他家具は、持ち込みでお願いしております。

◎併設環境について

在宅サービスとして、通いを中心とした訪問および宿泊を柔軟に組み合わせることにより、居宅における生活を継続できるよう支援する「小規模多機能型居宅介護」を併設しております。グループホームの入居待ちにて待機をしながら、ご利用いただく方もいます。

また、同敷地にて同一法人が運営する認可保育園がございます。お子様とご高齢者が世代間交流をする最適な環境の中、日常的な交流あるいはイベントとしての交流ができる機会を設けています。



◎医療機関との連携について

ご入居者様の日常の医療的ケアについては、「医療法人社団 黎明会 杉並北クリニック」と医療連携業務委託契約を締結しております。内科と精神科を中心に、月2回の訪問診療の他、24時間365日、主治医との連携をしております。

尚、訪問による診療になりますので、検査内容や治療内容によっては、外部医療機関に受診をしていただく場合がありますので、ご了承ください。

その他、希望される方は高井戸歯科医院による歯科の往診もございます。

◎ご家族の協力

入居後のご家族と施設および医療機関との間において、連携を密にし、ご入居者本人をサポートしていただける体制作りにご協力をお願いしております。日常のこと、心身状態の変化の共有、通院や緊急時の対応の他、ご本人の精神面で良い効果が期待されますので、できるだけ面会に来ていただくことをお願いしております。

◎ご退去いただく場合

施設で退去をお願いする場合は、ご本人の心身の状態により、施設での設備および対応では、ご本人および他者（他のご入居者や職員など）に生命の危険、危害、重大な事故等が予見される場合です。具体的には、伝染病、日常的な医療行為の必要性、介護状態の著しい進行、認知症の著しい進行、長期の入院が見込まれる場合、などがあります。

特にご本人の状態、施設対応として問題になることが多いのは、食事や飲水が経口（口より食べること）より摂取することが困難になる場合です。事業所では、経口摂取を原則としており、経口摂取が困難な状態では、体重低下が進行し、医療処置（点滴など）による栄養補給、水分補給が必要になります。このような場合は、施設利用の継続が難しくなります。